

和光市協働指針の改定（案）について

今回の和光市協働指針の見直しについては、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に合わせて行うものであり、協働に対する考え方や進め方を見直すものではありません。

改定予定の部分は、網掛けをしています。

■主な改定部分は以下のとおりです。

1 和光市が目指す協働

- ・第Ⅰ章 協働指針の目的に、「2. 和光市が目指す協働」を追加しました。
- ・第四次和光市総合振興計画で目指す協働のまちづくりを記載しました。

2 市の現状

- ・第Ⅱ章 協働についての現状と課題の「1. 市の現状」に、これからの協働に求められることを追記しました。

3 市民の現状と課題

- ・第Ⅱ章 協働についての現状と課題の「2. 市民の現状」と「3. 課題」に、平成27年度実施の「市民意識調査」、及び平成30年度実施の「市民活動団体実態調査」から、見直しをしました。

4 協働の主体と主な特性

- ・第Ⅲ章 協働についての基本的な考え方の「3. 協働の主体と主な特性」の地域活動団体に、「地区社会福祉協議会」を追加しました。

5 協働に関する活動領域

- ・第Ⅲ章 協働についての基本的な考え方の「4. 協働に関する活動領域」の活動形態の協働型委託を、「(協働事業提案市民提案型)」と「(協働事業提案行政提案型他)」にそれぞれ分類しました。
- ・また、「委託」を記載し、これまで和光市協働指針に基づく協働に該当されなかったNPOや団体等への委託を協働として位置づけました。
- ・活動領域のCとDで分類される成果の帰属をDの一部も双方に帰属するよう見直しました。

6 協働の形態

- ・第Ⅲ章 協働についての基本的な考え方の「5. 協働の形態」に、「委託」を追加しました。

7 協働に向けた取り組みの構成

- ・第Ⅳ章 協働の推進に向けての構成を見直し、「1. 市民と市との協働を進めるための4つの方針」を掲げ、「2. 推進に向けた取り組み」とし、取り組み内容を記載しました。
- ・SNS等の普及による情報発信の充実を加えた他、機関紙の発行や、交流機会と場の提供を追加しました。
- ・平成29年度見直しを行った協働事業提案制度について説明を追加し、「わコラボ相談」として今後力を入れていく「相談制度の充実」を項目追加しました。

8 改定にあたって

- ・第Ⅴ章 改定にあたってに、今回の見直しと、今後の第五次和光市総合振興計画を見据えながら、指針の改定を行っていくことについて追加しました。